

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いを変更しました

国では、相続または贈与などで取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この取り扱いの変更によって、所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

○伊予西条税務署

TEL0897-56-3292

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

家屋の取り壊し・住宅用地変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成22年中に家屋を取り壊した方は届出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ

宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで税額が異なります。平成22年中に住宅用地を住宅用地以外に変更した方、住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は届出をしてください。

■届出先

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係（東予）

総務課税務係（丹原・小松）

12月は「一斉滞納整理強化月間」

一丸となって滞納整理に取り組みます

県内の市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構は12月を「一斉滞納整理強化月間」と定め、一丸となって滞納整理に取り組みます。

※「愛媛地方税滞納整理機構」は愛媛県内の市町税の徴収を専門に行う広域的組織（県内全市町加入の一部事務組合）です。滞納案件を市町から引き継ぎ、差押・公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行います。

県下一斉に「催告」を実施！

当市の財政運営に大きな影響を与える市税収入の確保は最重要課題です。そこで、市税の自主納付の促進と滞納整理を図るため、12月に一斉催告を実施して収納率の向上に努めます。なお、納期限を過ぎた場合は、年14.6%の延滞金を併せて納付していただきます。

悪質な滞納者の
逃げ得、ごね得は
絶対に許しません！



市税の滞納処分を執行します

納期限が過ぎているのに納付しない場合は、督促状や催告書を送付して税の納付を促します。

それでも納付のない場合には財産調査を行い、悪質な滞納者に対しては、必要に応じて預貯金・生命保険・給与・売掛金・国税還付金・不動産などの差し押さえを実施する場合があります。また、高額・悪質な滞納案件は、愛媛地方税滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

●平成21年度における西条市の滞納処分状況

不動産：75件 預貯金：216件 給与：82件
年金：6件 生命保険等：120件 国税還付金：196件
動産（軽自動車）：2件 その他債権：14件

あなたの財産が

差し押さえられると



不動産など



預貯金
保険、給与
売掛金など

売却や直接
取り立てします

税金

※差し押さえは、その処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

問合せ ○市庁舎本館納税課 納税第1係 TEL0897-52-1241 納税第2係 TEL0897-52-1279
○東予総合支所 税務課税務係 ○丹原総合支所・小松総合支所 総務課税務係